

北上市告示甲第20号

北上市地域内交通運行事業費補助金交付要綱（平成30年北上市告示甲第21号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月18日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前		改正後													
<p>（補助金の額）</p> <p>第4 補助金の額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める基準に基づき算定した額の運行期間内における合計額から運行に係る収入その他の収入を差し引いた額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、<u>170万円</u>を限度とする。</p> <p>別表（第4関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>運行1回当たりの算定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通車</td> <td>運行距離1.0キロメートルまでを<u>610円</u>とし、以降<u>299メートル</u>毎に100円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>特定大型車</td> <td>運行距離1.0キロメートルまでを<u>760円</u>とし、以降<u>208メートル</u>毎に110円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>		区分	運行1回当たりの算定基準	普通車	運行距離1.0キロメートルまでを <u>610円</u> とし、以降 <u>299メートル</u> 毎に100円を加算した額	特定大型車	運行距離1.0キロメートルまでを <u>760円</u> とし、以降 <u>208メートル</u> 毎に110円を加算した額	<p>（補助金の額）</p> <p>第4 補助金の額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める基準に基づき算定した額の運行期間内における合計額から運行に係る収入その他の収入を差し引いた額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、<u>190万円</u>を限度とする。</p> <p>別表（第4関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>運行1回当たりの算定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通車</td> <td>運行距離1.0キロメートルまでを<u>700円</u>とし、以降<u>271メートル</u>毎に100円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>特定大型車</td> <td>運行距離1.0キロメートルまでを<u>870円</u>とし、以降<u>186メートル</u>毎に110円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>		区分	運行1回当たりの算定基準	普通車	運行距離1.0キロメートルまでを <u>700円</u> とし、以降 <u>271メートル</u> 毎に100円を加算した額	特定大型車	運行距離1.0キロメートルまでを <u>870円</u> とし、以降 <u>186メートル</u> 毎に110円を加算した額
区分	運行1回当たりの算定基準														
普通車	運行距離1.0キロメートルまでを <u>610円</u> とし、以降 <u>299メートル</u> 毎に100円を加算した額														
特定大型車	運行距離1.0キロメートルまでを <u>760円</u> とし、以降 <u>208メートル</u> 毎に110円を加算した額														
区分	運行1回当たりの算定基準														
普通車	運行距離1.0キロメートルまでを <u>700円</u> とし、以降 <u>271メートル</u> 毎に100円を加算した額														
特定大型車	運行距離1.0キロメートルまでを <u>870円</u> とし、以降 <u>186メートル</u> 毎に110円を加算した額														
備考 改正部分は、下線の部分である。															